

平成28年4月25日

第86回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第86回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成28年4月14日
告示番号 遠野市農業委員会告示第6号
会議年月日 平成28年4月25日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩
事務局次長兼
農業振興係長 宮田秀一

農地係長 千葉芳治

本日の案件 第86回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午後1時30分

議 長	<p>【開会】 ご苦労さまでございます。春の日差しでぽかぽか暖かくなりまして、農作業、大変忙しくなったところでもあります。その中お集まりいただきました。ありがとうございます。それでは総会を進める前に、皆様すでにご承知とは思いますが、4月1日付の人事異動によりまして、農業委員会の職員・事務局職員が代わっております。新しく次長と係長が就任していましたので、紹介をさせていただきますと思います。</p>
事務局 長	<p>それでは平成28年4月1日付で農業委員会事務局職員に異動がありましたのでご紹介したいと思います。次長兼農業振興係長でございます。宮田秀一さんでございます。</p>
事務局次長	<p>宮田です。よろしくお願いします。</p>
事務局 長	<p>続きまして、配置換えで農業振興係長より農地係長に発現替え致しました千葉芳治さんです。</p>
農地係長	<p>千葉です。引き続きよろしくお願い致します。</p>
局 長	<p>以上でございます。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。人事異動でございますが、これから4月1日から3,000平方メートルを超える、いわゆる3反歩以上の農地転用等については岩手県の農業会議の会に行き行って担当者が説明をしなければならぬという法律改正になっております。岩手県では3,000平方メートル以下の部分についても第1種農地等について、または営農型発電についての説明は市町村の職員がやるというふうになりましたので、農地係を強化しなければなりませんので、兼務じゃなくて専門の係長を配置したということでもあります。それでは、ただいまより総会を進めますが、総会に先立ちまして遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先章を18番 阿部正嗣委員にお願いします。</p>
18番委員	<p>はい。それでは、前段を読み上げますので、後段のご唱和をお願いします。 (「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は、27名であります。定足数に達しておりますので直ちに第86回遠野市農業委員会総会を開会します。</p> <p>1番 菅原一雄委員、16番 菊池由雄委員、22番 新田佐悦委員から欠席する旨の届出。25番 綱木委員からは遅れる旨の遅刻の届出がありましたので、会長としてこれを許可しましたのでご報告致します。</p>
議 長	<p>【会長報告】 次に、会長である私が出席した会議研修会等についてご報告を致します。27年度第3回上閉伊地方農業委員会連絡会が釜石で開催されました。これは釜石市の久保会長が農業委員をお辞めになられるということで会長職が空席になるということと、岩手県農業会議で上閉伊地方連絡会を解散するような計画で、遠野市農業委員会は県南ブロックに入るという計画を打ち明けられましたので、一方的ということで、どうしようかという話し合いをしたところでもあります。これについては、農業会議に行き行って、その事情を訊きましようということで散会をしました。4月1日は定期人事異動に伴う辞令交付式、新たに迎える職員が2名、そして転出される職員が2名、ということでの辞令交付を行ったところでもあります。4月5日は全国情報会議、東京都の椿山荘で開催されましたが、これに佐藤芳夫委員と局長、私3名で出席して参りました。佐藤芳夫委員は全国農業会議所の二田会長から功労表彰を受賞されました。立派な会場でたいへん立派な賞を</p>

受賞されたわけでありまして、今日この後、夕方から祝賀会を計画しております。また遠野市農業委員会も優良農業委員会表彰を受賞してございます。併せて夕方、受賞祝賀会でことを申し上げたいと思います。4月の11日に上閉伊地方の農業委員会会長、いわゆる釜石市の会長・大槌町の会長・遠野市の会長3人と事務局長3人の計6名で、先ほど申しあげました上閉伊地方連絡会、一方的な農業会議の都合での解散のようなお話・計画を進めているということで、「遺憾ですよ。」というお話に盛岡を訪ねたところでありまして。農業会議では、「拙速であった。」ということで、上閉伊地方連絡会については、「お任せをする。解散するのか、存続をするのかは、3つの委員会にお任せする。」ということでの回答を得てきたところでありまして。4月の15日が農林畜産部長との懇談会でありまして、大里部長が異動になって古川部長が配属になりました。そして、阿部課長、アストに居りました室長が課長も兼務するというので、今後農業委員会との連携ということがタフビジョンの中にありますので、どのように連携をしていくか、何をやっていこうか、ということでお話合いをしたところでありまして。4月15日には組織検討会の打ち合わせ会議を北湯口検討委員会委員長と私と会長職務代理者の3人で進捗状況について話しあったところでありまして。この中で、市長が選任するわけでありましてけれども、地域からの推薦に基づいて議会の同意を得て選任するということになっておりますし、農業に一切関わりのない方は最低1名を設けるということがありますので、これらについて、きちっとすみ分けをして行かなければならない。いわゆる弁護士だとか行政書士、司法書士、これらの方々も全国的に入れております。この人数についてどうするか、女性農業委員も、どのようにして選任をしたらいいか、をお話し合いましたところでありまして、先進地の事例も学んでくる必要があるということで意見の一致があったところでありまして、今月、来月になるか先進地研修での通知があるのではないかと考えてございます。4月の21日には本庁舎建設工事起工式及び安全祈願祭に出席をしました。たいへん200名ほどの出席者があったとお聞きしましたが、立派な祈願祭でありまして、ワンフロア一化が望めるのではないかと期待のもと一緒に心の中で祈願をしたところでありまして。4月22日が平成27年度（第42回）花巻農協遠野地域野菜生産部会の遠野支部通常総会がJA遠野の生活センターでありまして出席をしたところでありまして。この中でキュウリの部の増量者、いわゆる前年度からの出荷量に比較して伸びてきたという方の表彰部門がありましたが、農業委員会会長賞として山口岩男様にキュウリの部の増量があったことで表彰をさせていただいた冥利であります。ただこの中では「いい傾向だなあ。すごいなあ。」と思ったのは、若手の後継者が野菜部会の中にちらほらと見られてきたということで、「これは素晴らしいいいことだなあ。」というふうに感じてきたところでありまして。私の会長として会議・研修会等に出たものについては以上であります。

それでは、このほかの事務事業経過の報告については事務局長から説明致します。

【事務事業経過報告】

はい、議長。

それでは、私のほうから事務事業の経過をご報告させていただきます。お手元に配布しております遠野市農業委員会事務事業経過報告書をご覧になっていただきたいと思います。

まず最初に4月15日でございます。農地転用等現地確認調査を市内全体で行っておりますが、本日総会に議案として上程しております内容について現地確認を行ったところでございます。4月19日、第1回農地専門委員会が開催されております。詳細につきましては後に農地専門委員長のほうからご報告がございまして。4月24日、農事組合法人遠野こがらせ農産の通常総会が開催されまして、似田貝農政専門委員長が出席をしております。そして本日、第86回総会でございます。総会終了後は第1回の研修会、そして引き続き情報活動功労者表彰受賞祝賀会並びに事務局職員歓送迎会を開催する予定になってございます。続いては、4月26日以降の主な行事予定でございます。明日26日でございますが、平成28年度第1回上閉伊地方農業委員会連絡会が釜石市で開催されます。28日には農事組合法人宮守川上流生産組合の通常総会の予定でございます。会長が出席する予定でございます。5月10日が農地法等の申請締切日でございます。5月半ばというふうにございますが、つい先日、日にちが確定しまして、5月17日でございますが、

事務局長

市町村農業委員会会長研修会が盛岡市で、これは事務局長研修会と合同で開催される旨の通知がございました。そして、5月17日でございます。皆様方にあらかじめ配布しておりました年間の予定表では16日となっておりますが、スケジュールの都合上5月17日にスケジュールを変更させていただきたいと思いますが、農地転用等現地確認調査でございます。これが5月17日の予定でございます。5月25日、第87回遠野市農業委員会総会の予定でございます。なお5月25日の総会につきましては午前中の開催とさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。農繁期でございますし、また翌日5月26日に全国農業委員会会長大会が東京都で開催されますが、午前中に県選出の国会議員への要望。そして午後が会長大会という予定でございますので、前泊が必要でございますので、5月25日は午後から会長が東京都のほうへ出張するというところでございますので、25日の総会は午前中というふうなことでご理解をお願いしたいと思っております。5月30日から31日でございますが岩手県都市農業委員会会長会総会が大船渡市で開催される予定でございます。これについては会長が出席する予定です。そして、まだ先になりますけれども、先日の農地専門委員会で議論いたしました後に皆様には詳細についてはご連絡をしたいと思っておりますけれども、7月25日、農地パトロールの出発式ということで、これは総会を午前中に開催致しまして引き続き午後の出発式というふうなことで予定を出したいというふうに思っております。あとは11月10日には岩手県農業委員大会、12月上旬には職務代理者・部会長等会議とありますが、先のことでございますので4月26日以降の主な行事予定についてはこの程度のご連絡とさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひ致します。

【報告事項】

議長 長 次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定に係る届出案件を専決処分致しましたので、事務局長から報告を致します。

事務局長 はい、議長。それでは報告第1号についてご説明致します。議案書の第1ページから3ページでございます。1ページから3ページまでは農地法第3条の3第1項の規定に基づきまして相続等によって権利を取得された15名の方からの届出でございます。本案件につきましては遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定によりまして1番から14番までは平成28年4月13日に、15番につきましては平成28年4月18日に会長が専決処分致しております。同時に届出者に受理通知書を交付しましたので、同条第3項の規定に基づき本総会に報告するものでございます。以上でございます。

議長 長 ただ今の報告について、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結します。
次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告致します。

農地係長 はい、議長。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明致します。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたものでございます。

借人、●●市 ●●●● ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町 1筆2,008平方メートルの内1,266平方メートル。農地法第3条の一部解約でございます。こちらは特定法人貸し付け事業による解約でございます。関連と致しまして議案第1号2番で、土地の加入者と新たに賃貸借を設定しようとする旨であります。以上、報告と致します。

議長 長 ただいまの報告について、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。次に、報告第3号、農地の現状変更に関する届け出がありましたので事務局から報告致します。</p>
農 地 係 長	<p>はい、議長。報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてでございます。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したもので同要綱第6条の規定により報告致します。</p> <p>1番 届出者 ●●町 ●●●●。3筆2,004平方メートル。届出内容、客土、盛土の客土です。</p> <p>2番 ●●町 ●●●●。4筆6,184平方メートルの内5,643平方メートル。届出内容は田の区画拡大（畦畔除去）によるものです。以上2件報告致します。</p>
議 長	<p>ただ今の報告に関しまして、質疑ございませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p>
議 長	<p>次に、報告第4号、農地専門委員会を開催し協議した事項がありますので、農地専門委員会委員長から報告をお願い致します。</p>
農 地 専 門 委 員 長	<p>はい、議長。それでは報告事項、報告第4号について報告を申し上げます。平成28年4月19日開催した平成28年度第1回農地専門委員会の協議結果について、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告をします。市長から協議のあった遠野農業振興地域整備計画案について協議したものであります。農業振興地域からの除外案件の意見の判断にあたっては現地の確認を行ってから協議を致しました。●●町の案件については一般住宅用地として、●●町の案件は農業後継者の農家住宅用地として、それぞれ農業振興地域から除外したいというものであります。農地専門委員会としては変更計画案は妥当と判断をしたところであります。次に遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱い要綱の一部改正について協議をしました。改正の内容につきましては、現に所有し耕作する農地等について、「農地の保全・若しくは利用の増進のための運動・そのことによる土地の提出」を変更する行為の捻出要件をおおむね1,000平方メートル以内と定めておりましたが、農林水産省より農地の利用増進のため、実施する形状変更は農地の転用の制限の例外に該当するもので、農地転用許可申請は不要との判断が示されましたので取扱い要綱の面積要件を削除しようとするものです。農地専門委員会としてはこの取扱い要綱の一部改正案は要と判断したところであります。以上、農地専門委員会の報告と致します。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいま農地専門委員会委員長より報告ありましたことについて、ご質疑ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは質疑なしと認め、質疑を終結します。</p>
議 長	<p>次に、「報告第5号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱の一部改正について」私が専決いたしましたので内容について事務局長から報告致します。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。報告第5号につきましては、別紙資料3枚ものの綴りをお渡ししておりますので、そちらのほうでご説明を致したいと思います。なお報告第5号、専決処分の報告でございますが、資料と致しまして改正後の取扱要綱、そして新旧対照表ということで資料添付してございますので、一番最後のA4の横長の新旧対照表をご覧くださいいただければと思います。それに基づきながら設定を致したいと思います。「報告第5</p>

号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱の一部改正に係る専決処分報告について」遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱の一部改正について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものでございます。改正の内容についてでございます。現に所有し耕作する農地等について。農地の保全、若しくは利用の増進のため、盛土・削土等により土地の形状を変更する面積要件。おおむね1,000平方メートル以内でございますけれども、この事項を撤廃し要綱から削除するものでございます。理由と致しましては、所有者が自ら行う農地の保全・若しくは利用の増進のため、盛土・削土等について、おおむね1,000平方メートル以下の現状変更は要綱による届出で、この面積を超える現状変更は農地法第4条自己転用でございますが、許可申請による手続きの指導を行ってまいりました。先般、農林水産省から農地の利用増進のため実施する形状変更は農地の転用の制限の例外に該当するので農地転用許可申請は不要との判断が示されたことにより改正をするものでございます。要綱の一部改正でございます。新旧対照表の右側の現行をご覧になっていただきたいと思っております。(3)第3条第1項第3号でございますが、現状変更をする面積のおおむね1,000平方メートル以内とすること。斜線を引いてございますけれども、この事項は削除致しまして、(4)(5)(6)を1号ずつ繰り上げるというふうなことでございます。改正案につきましては左側のほうでございます。項目が第1号から第6号までが、第1号から第5号までになるというふうなことでございます。なお附則と致しまして、この要綱は告示の日から施行する。専決処分した日は平成28年4月19日でございます。以上、報告させていただきます。よろしくお願ひします。

- 議長 議長 はい。ただいま事務局長から報告がありました件について、質疑ございませんか。
- 14番委員 14番委員 はい、議長。
- 議長 議長 はい、千葉委員。
- 14番委員 14番委員 改正の理由の中に、先般、農林水産省ってあるんですが、この先般の実施、要するに示された月日っていうのはいつなんですか。
- 事務局長 事務局長 はい、議長。ちょっと詳しい日付について、添付資料も何もございませんが、この件につきましては農地の現状変更に関する取扱いにつきまして、今回が報告事項にあげております相談が来た際に、再度、県のほうに相談したところ、農林水産省から2月に、この農地の転用について1,000平米以下の現状変更については例外に該当するという指導は受けまして、それに基づきまして今回専決処分をして総会に報告するところでございます。2月でありました。詳しい日にちまでは申し訳ありませんが、2月でございます。
- 14番委員 14番委員 これは、通達に伴っての改正ということによろしいですか。
- 議長 議長 はい。私のほうから回答させていただきたいと思っておりますが、2月の時点で、ある地権者の方から現状変更したいと。「1,000平米を超える者については転用申請だよ。」ということで進めておったわけですが、その案件を協議した時点で農林水産省のほうから「例外規定に該当するから、今度は転用申請が不要だ。」ということの指導によって今回削除するということでもあります。通知とかそういうことはないです。2月22日と記憶してました。よろしいですか。
- 14番委員 14番委員 はい。
- 議長 議長 あと、ございませんか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長	よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結します。
議 長	それでは、議案審議に先立ちまして、議事参与の制限について、申し上げます。自己または同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その議事に参与できませんので、関係する委員には退席を願うこととなります。
議 長	【日程第1】 日程第1についてお諮り致します。議事録署名人並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。
議 長	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認め、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に19番 小向幸子委員、20番 鳥屋部静夫委員、会議書記に事務局 宮田秀一次長を指名致します。
議 長	次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局に求めます。 (提出議案総括表(農地法等関係)を説明)
農地係長	はい。議長。第86回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。法第3条、今月計7件、24,021平方メートル。利用集積、今月計30件、164,451平方メートル。法第4条、なし。法第5条、今月計1件、869平方メートル。適用外、今月計4件、4,999平方メートル。法第18条第6項、今月計1件、1,266平方メートル。以上でございます。
議 長	【日程第2】 日程第2、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程致します。事務局、説明をお願いします。
農地係長	はい。議長。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」でございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について可否の決定を求めるものです。 1番、●●町、2筆、5,384平方メートル。借受人、●●町 ●●●● ●●●● ●●●● ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。賃貸借です。借受理由・貸付理由はワイン向け品種作付けのため借り受ける。相手側の要請により貸し付けるものでございます。 2番、●●町、1筆、2,008平方メートルの内1,266平方メートル。借受人、●●●市 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。賃貸借です。借受理由・貸付理由は、契約内容を変更し引き続き借り受ける。相手方の要請により貸し付けるものでございます。以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。以上ご審議をよろしくお願い致します。
議 長	はい。ただ今の説明に関連して、地区担当委員から現地確認調査の結果並びに補足の説明を求めます。最初に●●町担当委員をお願いします。
25番委員	はい、議長。25番 綱木です。15日に地元委員2名と事務局2名で現地を確認しました。場所は、●●●より西側へ約500メートルの山手のところ。前々までは、ちょっと笹と草地のような感じでしたが、事前にバグホーを入れてもう整地しております、大変いいことだな、と。何ら問題がないと確認致しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。続いて、●●町担当委員をお願いします。
7番委員	はい。

ました。初めに2番の案件でございますが、譲渡人の●●●●さんが高齢化ということもありまして畑の管理が難しくなってきたということで、譲受人の●●●●さんの畑同士が隣同士であったということから「引き受けて買っていただけないか。」というようにお話をした、ということでございます。●●●●さんはですね牛を飼っておりまして、その牛に食べさせる採草地として利用するというようなお話を伺っております。それから3番の案件でございますが、●●町下●●地区でございます。そこに●●●●という建設会社がございますが、その前の約100メートル位ちょっと南に入った所、田んぼの方に入って行った場所でございます。●●●●さんが亡くなったということで今回の話になった訳ではありますが、●●●●さんの生前から●●●●さんがその田に水稻を作付けしていたということで「引き続き水稻を作付けしていきたい。」というような意向でございますので、定期的に管理されていると思われま。何ら問題もないということを確認してまいりました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。続いて、●●町担当委員お願いします。はい、13番。

13番委員 はい、15日にですけど、委員3名・事務局2名の5名で協議確認をいたしました。場所は●●●●と●●●●に行く途中の●●●●のちょうど中間にあります。現状は荒地になっておりまして今まで「醜いな。」と思いながら近くを通っておりました。今度農地として活用されるということで、周りもたいへんきれいになるようです。したがって「いいことだな。」と思います。皆さんの審議よろしくをお願いします。

議長 はい、ご苦労さまでございました。以上で現地確認調査の結果等の説明を終了します。質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 ごございませんか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第2号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり「可」と決しました。

【日程第4】

議長 続いて日程第4、議案第3号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。次長、初めての説明であります。説明をお願いします。

事務局次長 はい、議長。議案第3号、「農用地利用集積計画の決定について」ご説明致します。説明につきましては、番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、利用権を設定する土地、契約期間の順番に読み上げて説明させていただきます。なお、再設定については説明を省略させていただきます。

最初に3番、利用権の設定を受ける者、●●●●。利用権を設定する者、●●●●。●●町●●●●、面積1,944平方メートル、契約期間は4年11ヵ月。

4番、利用権の設定を受ける者、●●●●。利用権を設定する者、●●町●●●●。●●●●、面積1,690平方メートル、契約期間5年。

5番、●●●●、●●●●、●●町●●●●、他1筆、合計面積2,967平方メートル、契約期間5年です。

6番、●●●●、●●●●、●●町●●●●、他3筆、合計面積9,145平方メートル、契約期間5年。

7番、●●●●、●●●●、●●町●●●●、面積2,147平方メートル、契約期間10年。

10番、●●●●、●●●●、●●町●●●●、他2筆、合計面積4,845平方メートル、契約期間10年。

12番、●●●●、●●●●、●●町●●●●、他3筆、合計面積5,722平方メートル、契約期間5年。

13番、●●●●、●●●●、●●町●●●●、他1筆、合計面積1,251平方メートル、契約期間5年。

14番、●●●●、●●●●、●●町●●●●、面積880平方メートル、契約期間5年。

15番、●●●●、●●●●、●●町●●●●、他2筆、合計面積1,672平方メートル、契約期間5年。

18番、●●●●、●●●●、●●町●●●●、面積3,550平方メートル、契約期間4年11ヵ月。

22番、●●●●、●●●●、●●町●●●●、他7筆、合計面積15,863平方メートル、契約期間5年。

23番、●●●●、●●●●、●●町●●●●、他5筆、合計面積4,942平方メートル、契約期間5年。

24番、●●●●、●●●●、●●町●●●●、面積7,913平方メートル、契約期間5年。

25番、●●●●、●●●●、●●町●●●●、他4筆、合計面積7,727平方メートル、契約期間5年。

26番、●●●●、●●●●、●●●●町●●●●、面積976平方メートル、契約期間3年。

28番、●●●●、●●●●、●●町●●●●、他2筆、合計面積4,880平方メートル、契約期間3年11ヵ月。

24番ですが、契約期間10年と訂正させていただきます。以上でございます。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 暫時休憩致します。25番については、●番 ●●●●委員は、議事に参与できませんので、当該番号の質疑の間、退席をお願い致します。

(●●●● 委員退席)

議 長 会議を再開致します。これより、質疑に入ります。25番について、質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 暫時休憩致します。●●●●委員は着席してください。

(●●●● 委員着席)

議 長 会議を再開致します。25番を除く29件について、質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。暫時休憩致します。●番 ●●●●委員は、議事に参与できませんので採決の間、退席していただきます。

(●●●● 委員退席)

議 長 それでは会議を再開致します。お諮り致します。議案第3号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり「可」と決しました。
議	長	<p>暫時休憩致します。●●●●委員は着席をお願いします。</p> <p>(●●●● 委員着席)</p>
議	長	<p>会議を再開致します。</p> <p>ここで10分間休憩をさせていただきます。この時計で2時35分まで休憩と致します。</p>
議	長	<p>それでは、会議を再開致します。</p> <p>【日程第5】</p>
議	長	<p>日程第5、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程致します。事務局説明をお願いします。</p>
農地係	長	<p>はい、議長。議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」でございます。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>●●町、1筆、869平方メートル、譲受人、●●●●●●●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。賃貸借です。転用目的は●●●●によるもので、施設の概要は、施設1棟、駐車場6台、通路、回転場となっております。今回の申請は●●●●に基づくもので市に事業選定が決定されているものでございます。農地区分につきましては昭和45年に土地改良事業対象となった農地であり、第1種農地と判断いたしました。第1種農地は原則不許可ですが、土地収用法対象事業は許可できること、また小規模な円環していない農地であることから転用に問題はないと判断いたしました。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願い致します。</p>
議	長	<p>はい、説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員をお願いします。</p>
18番委員		<p>はい、18番の阿部です。場所は●●●●から●●●●へ向かって200メートル近くの陸橋を渡って下がったところに場所がありまして、今、造成中っていうことで特に問題は見当たりませんでした。以上です。</p>
議	長	<p>はい、ありがとうございました。以上で現地確認結果等説明を終了し質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
7番委員		<p>はい、7番 佐々木です。質問というか確認ですけれども。この場所は以前、●●●●●さんが●●●●●をつくとって事業計画を立てられた所で、事業変更になってやめたという形なのではないかということを確認したいと思います。</p>
議	長	<p>お願いします。</p>
事務局	長	<p>●●●●●さんが、一昨年ですか、転用の案件を出された所は、そこはそこで進められております。そこは●●●●●がある所です。今回の件はそこはまた別な場所であると認識しております。</p>
議	長	<p>よろしいですか。</p>
7番委員		<p>たまたま通った時に、造成している所がそこだと思ってしまったので、今そうなのかなと思った。わかりました。</p>
議	長	<p>そのほか、ございませんか。</p>

		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第4号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり「可」と決しました。
		【日程第6】
議	長	次に日程第6、議案第5号、「農地等買受適格証明願に対する可否決定について」を上程致します。事務局説明をお願いします。
農地係	長	はい、議長。議案第5号、「農地等買受適格証明願に対する可否決定について」でございます。土地の競売（公売）に参加するための農地等の買い受け適格証明願が下記のとおり提出されましたので、農地法第3条第1項の規定による権利の取得者として適格であることの証明について、可否の決定を求めるものでございます。また、農地等買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受人となり農地法第3条第1項の許可申請書を提出した場合には、当農業委員会会長が専決処分できることの議決を求めるものでございます。
		願出人、●●町 ●●●●、●●町、7筆、17,495平方メートル。以上ご審議よろしくをお願いします。
議	長	はい、説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員をお願いします。
7番委員		はい、7番 佐々木です。この場所は、●●●●の所有していた農地になります。取得者として適格であるかどうかということは、正直を言いまして本人にも会ったことがなく、また作業している様子とかもその日には見受けられなかったのですが、これまで所有していた方の作業等委託して農地はきれいに管理されておりました。ただ気になる所は、作付計画の中での敷地内に果樹園がありまして、確かにリンゴの木とか果樹は植えられてはいましたが、弱っていてこのまま作付して行くには結構厳しいような木でしたので、今後は農地パトロール等で作付状況とか作業状況を見守りながらいくしかないのかな、というように判断したところでもあります。作業農地以外の敷地も結構広大なものですから、これも家族数は一人となっはいますけれども、作業委託しながらやられていくのかなというふうにも思いました。現地確認の説明としては、物足りないような気がするのですけれども、皆様の審議をお願いします。
議	長	現地確認調査、ありがとうございました。事務局に再説明をお願いします。この買受人については、願出人は確実に農業を営むという計画になっているのか、説明をお願い致します。
農地係	長	はい、議長。お答え致します。願出がありました●●●●さんは新規の就農ということで営農計画書を提出していただいております。また本人から「知人の方の協力を得ながら耕作をしていきたい。」ということで耕作状況につきましては今後確認をしながら、きちんと耕作されているか確認が必要となってくるものと考えております。以上です。
議	長	再度、ご説明を求めます。この方は何を栽培しようとするのか。適格者として判断するには必要なリストです。説明をお願いします。
農地係	長	はい、議長。水稻につきましては4反歩ほど。野菜は2町歩。果樹・リンゴですけれども3反歩ということで計画書をいただいております。野菜は白菜等ということでござ

	います。以上です。
議 長	はい、ありがとうございます。新たに水稻やリンゴ又は野菜を作付するという新規就農者というようなことのようにあります。以上で現地確認調査の結果、また詳細な譲受人の届出人の説明を事務局からあったところにあります。それでは直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。
14番委員	はい、14番 千葉です。その現地確認がされた段階で、事務局のほうからそういう説明とか資料とかは、なかったのでしょうか。でないと、現地調査で確認するにしても先ほど議長がおっしゃったように、どういう計画表が出されるのかわからないと現地確認の意味がないと思いますが、どうでしょうか。
議 長	事務局、説明をお願いします。今の質問は現地を確認するにあたって、「こういう計画をもっています。」という説明を農業委員になされたか、という内容です。
農地係長	はい、議長。確かに資料としてはお渡ししておりません。担当職員のほうから口頭では説明はしておりますが、資料も確かに事前に目を通しながら現地確認も必要かと思えますので検討させていただきたいと思えます。そのようにさせていただきます。以上です。
議 長	資料提供はしなかったけれども口頭説明をした、ということのようでもあります。今後は、ただいまの質問にありましたことは大切なことだというふうに考えられますので、資料等をお見せしながら説明をしていきたいということです。千葉委員、よろしいでしょうか。
14番委員	はい。というのは、その農業委員さん、一人、二人、三人と、わざわざ現地確認をしているわけですね。その段階で、この方一人なんですけれども、どういう計画が出されているのか、それだけでも農業委員さんにお話をして、「こういう計画ですよ。」と。「こういう管理もしていきますよ。」と。そういうことを徹底していただきたいと思えます。
議 長	はい、局長。
事務局長	ご質問のとおりであると捉えております。今後は今ご指摘がございましたとおり、きちっと資料は渡してご説明を致したいというふうに思います。
議 長	千葉委員、よろしいでしょうか。
14番委員	はい。
議 長	その他。
29番委員	はい、29番です。さっきの説明の中で、この所有者・●●●●って説明があったように聞きましたが、それでよろしいですか。
議 長	佐々木委員、よろしいですか。
7番委員	はい。そうですね、●●●●は、屋号になるのか称号になるのかわかりませんが、あの敷地と、そこで所有していた●●●●さんが所有している農地のエリアっていうか、そういう意味で場所的にイメージを持っていただくために●●●●という言葉を出させていただいたのですが、●●●●さんでした。
議 長	とすれば、●●●●さんは、●●●●で所有者。

7 番 委 員	継承した息子さんだと思ったのですがけれども。お父様が●●●●をやられて、農地を継承されたのは息子さんだと思ったのですが。
議 長	よろしいですか。
29 番 委 員	甥っ子ということかな。
7 番 委 員	具体的に言えば、そうなるかと思います。
議 長	事務局、わかりますか。はい、係長。
農 地 係 長	所有者につきましては、参考のほうに記載されている●●町●●の●●●●さんでございませう。どういう方かというのは、すみません掌握しておりませんでした。
議 長	はい、菊池委員。
29 番 委 員	あの、そういう場合にですね、競売になるってことは、ちゃんと相続登記がされているってことなんでしょうね。
議 長	●●さんに登記がされているかってことですが。はい、千葉係長。
農 地 係 長	登記は、こちらの●●●●さんに登記されております。
29 番 委 員	はい。それではですね、願出人のほうでお伺いをしますが、家族数一人で、この面積を買うってことになれば、この人は、農家、今耕作面積がある人なんでしょうか。その●●●●さんって方は。伺います。
議 長	新規ですから、ないと。教えてください。千葉係長。
農 地 係 長	はい、議長。お答え致します。本来、新たに農地を耕作するということで現在耕作している面積はございません。これからあるのみという部分でございます。
議 長	はい、菊池委員。
29 番 委 員	もうちょっと詳しく知りたいのですが、この方はIターンの方ですか。じゃあ、市内に身寄りっていうか、何か通じがあって●●に住所を置いておる者か、或いは都会からのIターンで遠野に住まいを持つ者なのか、それを伺います。
議 長	わかりますか。事務局。
農 地 係 長	はい、議長。
議 長	はい、係長。
農 地 係 長	お答えいたします。本籍は●●県となっております、Iターンだと思われませう。以上です。
議 長	よろしいですか。
29 番 委 員	答弁する場合には、思われるという表現は適当ではないと思いますが。議長、いかがですか。
議 長	新規の方で、農業を営むという場合における申請でありますから、その方がどこに

	居るのか、ということまでは事務局ではおそらく質問はしないだろうというふうに考えられますけれども、ただ現住所は●●町ということになっていきますので、IターンかUターンかということですが、先ほどの●●県本籍地ということを鑑みますとIターンの方なのかなと思われまます。そして新規就農者ですから、今まで農地は所有していなかった方ということになります。
29番委員	はい。
議長	はい、菊池委員。
29番委員	では、参考のために伺ってこれで終わりにしますが。こういう場合は、競売にあたって家畜なんか買う場合には最初に権利金っていうものを出すわけですが、何かそういう裏付けがあつて競売に参加できるものかどうか、それを専決処分できる農業委員会会長は、どういうふうな形でそれを確認しているのか伺います。
議長	会長は事務局にお任せしている立場上、事務局で的確なものかという聞き取りをしてあげていきます。専決するには、この方は間違いなく農業を営むかということの証明ですので、会議するにあたってそれだけの判断ということでもあります。
29番委員	その買上げ金の分は。
議長	買上げ金としてはないです。買えるかということの判断ですか。
29番委員	裏付けがなくてもいい、競売に参加するには、その人の財産だとか何か全然届けなくて計画するのか。
議長	管財人等が売り渡すわけですから、その積立金とかというのは関係なく、農業委員会としては、この人が買受するのに間違いがないかの判断だけです。農業を営むかどうかの判断。
29番委員	はい、わかりました。
議長	はい。
24番委員	はい、24番ですけれども。今ですね、この買受適格証明書ってことが審議されているわけですけれども、買受の方、新規就農ということのようですが、この方のまず年齢、何歳なのか。確認をお願いします。
農地係長	はい、議長。
議長	はい、千葉係長。
農地係長	お答え致します。●●●●さん、21歳でございます。
24番委員	就農経験のない方で今後新規就農ということて来たような年齢かと思えますけれども、しかしながら、「適格」ってことになりまますと、何をもって「適格」にするのかっていう判断になるんです。面積はいくらにしても、価格がいくらにしても、競売ですから。この方が本当に新規就農としてこれを買って営農できるかどうかというその証明をここで審議していることだと私は理解しているのですが。それでですね、まず、その営農計画の中身がはっきりしないと。営農計画書が出ているっていうだけの話で、本当に芯の入った営農計画書なのかどうか。我々がそれを見て本当に農家として農業をやれる力があるのかというのが、基準になるのではと思うんですが、事務局それはどのように感じているのか。今の議論だと適格者だか判断しづらい、ということて根拠なるものを

	もう少しきちっと説明していただきたいと思います。
議 長	この件については、総会にあげる前に専決ではありますが農地専門委員会等で議論されていることではないですか。事前審議。
24番委員	いや、ないです。
議 長	この前の農地専門委員会で委員長は目を通してないってことですか。
24番委員	いや、目は通したわけけれども、再度確認をしたいと思っていました。営農計画書等についても、皆さんがそのへん理解していかないと。
事務局 長	その営農計画の内容でございます。先ほどお話ししましたように、作物についてはリンゴ等の果樹、白菜等の野菜、水稻ということでございまして、この収支計画についても、これについては租収益、生産費用、収益等の計算もなされてございます。そして、作付け管理計画、これは様式によるものでございますけれども、耕起から播種・定植・肥培管理・収穫等のそれに係る就業のべ日数等、記載がなされてございます。それについての営農計画も妥当と判断したところでございまして、また農機具の所有状況でございまして、トラクター・耕運機・防除機、各1台ずつ。これらについては、知人の方から借り受けて営農するという計画でございまして、そして管理及び作業方法につきましましては、自己管理・個人防除ということでございまして、聞き取りと申請内容等から本人の聞き取り等で、今後営農については「適である」というようなことで判断をしているところでございまして、営農計画は今のようなことに基づきながら営農計画が相談されまして、これに基づきまして適格者というようなことで判断をいたしまして、それで総会に議案としてご審議をお願いしているところでございまして。
議 長	はい、この議題よろしいでしょうか。その他ございませんか。
15番委員	はい、15番 佐々木です。現地確認の際に、現在果樹園があると伺っていますが、果樹は1年2年、手を加えないとまったく駄目になってしまう作物ですから、それを維持するのか、或いは新しく植えて再植するのか。私は、結構そういう熱意をもってやることは素晴らしいことだと思うんです。ただ、ご想像するに、かなり果樹の場合は年間14・15回薬剤散布必要なわけです。それを何もやってこなければ、恐らくほとんど収穫不可能です。ということも含めて、そのへん本当に、用地を取得するための計画書なのか、或いは本当に誠意を持ってやる農家なのか、そこを私も実はちょっと心配です。そのへんをきちんと確認できれば。私はそういう意欲をもって取り組むってことについては大変歓迎だと思いますが、そのへん、はっきりすれば私は皆さん異議がないんじゃないかとそう思っています。一人で、この面積やっていくのなら確かに大変です。しかも若くて経験も無ければ、剪定にしても、いろんな一つの作業とってみても厳しんじゃないかなとそういうことをちょっと心配します。それについては、果樹園はそのまま引き続き維持するというのでしょうか。確認お願いします。
7番委員	先ほど事務局からも報告がありましたとおり、果樹をやっていくという計画であるということですが、佐々木委員がご指摘するとおり、それが実際の生産物をつくるには多少時間がかかるような状況であるとは思いますが。ただ、計画出されて「これでやる」という願出人のその計画性を信じて、ここはそれが本当にやっていくのか見守っていくことでしか適格であるという証明をすることができないと思っていますので、これがいいよ、となれば自分たちの任期がある間は、年に設定されている農地パトロール以外に、地元の農地を「そこを、まめに見守っていかねばならないね。」と奥寺委員さんとも話をしていらっしゃるようですので、心配要素は多々あるんですけども、あるがゆえに、ちょっと自主的なパトロールを心掛けていきたいなと思っています。いいですか。
議 長	議長からですが、現地確認の際には責任を持って確認をして、この席で確認結果の報

		<p>告なされるようお願いをしたいというふうに思います。なお、本人が先のことですから、ここでやる・やらないの議論はできないと思います。やろうという意欲があるということで買受けとして適格かどうかを証明するか・しないかの業務ですから、よろしくお願いします。その他にございませんか。よろしいですか。何かございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第5号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩を致します。</p> <p>それでは、再開致します。</p> <p>【日程第7】</p> <p>日程第7、議案第6号、「農地法の適用外証明願いに対する可否決定について」を上程致します。事務局に説明致させます。</p>
議	長	<p>はい、議長。議案第6号、「農地法の適用外証明願いに対する可否決定について」でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものでございます。</p>
農地係長		<p>1番、●●町2筆972平方メートル、申請人 ●●町 ●●●●。申請人は、平成5年から自宅への侵入路、農作業スペースとして利用し現在に至る。農地法の手続きが必要なことを認識していなかったためでございます。</p> <p>2番、●●町1筆476平方メートル、申請人 ●●町 ●●●●。申請人は、平成7年にスギを植林し現在に至る。農地法の手続きが必要なことを認識していなかったためです。</p> <p>3番、●●町1筆、3,307平方メートル、申請人 ●●町 ●●●●。申請人は、山林に囲まれた農地として維持することが困難な地理条件のため不耕作となり、平成7年には原野化し現在に至るためでございます。</p> <p>4番、●●町1筆、244平方メートル、申請人 ●●●●町 ●●●●。申請人は昭和50年に宅地への進入路を整備、及び花木を植栽し現在に至る。農地法の手続きが必要なことを認識していなかったためでございます。</p> <p>以上、4件ご審議をお願い致します。</p>
議	長	<p>はい、説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。最初に●●町担当委員をお願いします。</p>
4番委員		<p>はい、4番の佐々木です。番号1番について説明をいたします。この土地は宅地の一部の中、宅地内に畑があったということで、現在は、ほうれん草の調整小屋とか物置小屋も建っており、後継者に生前贈与したいということで調査していたら判明したということです。宅地と考えいたしました。2番については、場所がこの●●●●の真後ろで標高4・500メートル位の●●●●からちょっと下った場所なのですが、もう20年位の杉林になっており山林と確認をしましたが、周りも全て山林になっているために、農地法の手続きをしていなかったというような認識でございました。3番もすぐそばなんです、昭和46年頃までは、標高4・500メートル位の所で水田を作付けしておりましたが、それ作付けできなくなって現在に至っております。周りも全て林の中で何ら影響もないというふうに感じました。以上、ご審議よろしく申し上げます。</p>

議 長	はい、ごくろうさまでした。続いて●●町担当委員お願いします。
2 番 委 員	はい、似田貝です。場所的には●●●●向かい側から反対側に15メートル位下がった所にございますけど、これは農地法の手続きの認識がなかったということでございます が、宅地として確認したことをご報告致します。
議 長	はい、ありがとうございます。以上で現地確認調査の結果の説明を終了し、早速、 質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第6 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第8】 日程第8、議案第7号、「遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定につい て」を上程致します。事務局説明を求めます。
農 地 係 長	はい、議長。議案第7号についてご説明致します。別資料と致しまして、遠野市長か ら農業委員会会長に宛てられました「遠野農業振興地域整備計画変更案の意見徴収につ いて」を添付しておりますので、それをご覧になりながらお願い致します。説明につ きましては別添に添付資料で説明をしたいと思ひます。農業振興地域整備計画の見直しは 例年5年毎に行われます。経済事情の変化、その他情勢の推移によりまして定期の見直 しまで待つことができない緊急性・必要性があると認められる場合に随時変更・見直 しを受けることができるようになっております。この手続きにあたりましては、農業振興 地域の整備に関する施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会などの関係機関 に計画変更案に対する意見照会を行い、変更計画案に対して意見を求めるものとなつて おります。本日お渡ししております資料のとおり平成28年4月11日付で遠野市長から遠 野農業振興地域整備計画変更案の意見徴収がありましたので変更計画案について農地専 門委員会で協議し、協議結果は委員長報告でございましてのでやりますけれども、例 外につきましてご説明を致します。農業地区域からの除外申請は2件ございませんか。そ れぞれ事業計画書の選定にあたって、事業面積を必要最小限に且つ周辺農地への集 団化・効率化に与える影響を考慮した結果、農用地区域外に代替すべき土地が無かつた ため申請地での事業を計画しているものです。資料1-1をご覧ください。 1番、●●町 ●●●●。●●●●町、1筆、畑、424平方メートルでございませんか。事 業計画者は現在、2歳になる子供と借家住まいをしています。就労しながら子育てを行 う上で子どもの急変等の対応に支障を来たすことが予想されることから、安定した子育 て環境として両親の住む実家周辺に新たに住宅を建築しようとするもの、農用地域 からの除外を申請されたものでございませんか。除外後は第2種農地と判断され、許可 できるものと考えられます。次に資料2-1をご覧ください。 2番、●●町 ●●●●。●●●●町、1筆、田、1,033平方メートルでございませんか。 事業計画者は現在、両親、配偶者、子ども3人の計7人で借家住まいをしておりま す。子どもの成長と共に子ども部屋が必要となつており、部屋を割り振りしながら日 常生活を送っておりますが、不都合が生じており、子ども達の安定した生活環境を早 期に確保したいということから、新たな場所に住宅を建築しようとするものです。ま た、将来的に農業後継者となるため両親の農業を手伝いながら農業を学び、子ども たちの面倒も見てもらいながら日常生活ができる場所として、父が所有する農地に 新たに農家住宅を建築しようとするものである。農家の農業の下地作りも含め、生 活基盤に支障のない環境を早期に整備する必要があるため農用地域からの除外を申 請されたものでございませんか。

		す。除外後は第2種農地と判断されるため許可できるものと考えられます。以上、2件ご審議お願い致します。
議	長	はい。本案件につきましては、重要案件でございますので、事前に農地専門委員会で現地確認を行って検討をいただいております。結果は先ほど報告第4号から農地専門委員会委員長から報告があった通り、「計画は妥当」との判断をいただいております。それでは直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。 資料が多冊にありますので、再度確認をしたうえ、質疑がございましたならば挙手のうえお願い致します。ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第7号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり「可」と決しました。
		【その他】
議	長	その他に入ります。委員の皆様からご意見・ご提案等ございませんでしょうか。
議	長	よろしいですか。事務局からは何かありますか。
事務局次長		はい、議長。議案発送以外の配布物についてご説明させていただきます。封筒の中に入っております資料でございますけれども、まず一つは平成28年度の農業委員会活動記録カードの提出ということでご依頼をさせていただいております。これは毎月皆様にお願ひしております活動記録の提出についてでございます。日付があまりない中での依頼で大変恐縮なのですが5月の2日までに提出のほどお願いしたいというところでございます。それから28年度の農業委員会の事業計画、3月で皆様にご承認いただいた事業計画書を配布しております。更には農業会議のほうから定例の通信のほうがまいっておりますので、こちらにも配布しております。そして一番下のほうにですね、厚い冊子が配布になっております。こちらは市の経営企画のほうからですね、第2次遠野市総合計画の計画書を皆様のほうにご覧いただきたいということで配布になっておりますので、以上よろしくお願ひを致します。
議	長	ただいま説明あったことについて、質問等ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	よろしいですか。それでは、今日は大変慎重審議をいただきました。更には沢山のご意見も頂いたところでございます。農地法等申請にあたっては、会長の私を含めて事務局職員一同、気を引き締めて事務処理にあたっていきたいというふうに思っているところであります。さらには、今朝、遠野テレビの松田さんとお会いする機会がございまして「農業委員会の事業・活動というのは見えづらい。何をやっているのか。会長名で下記のとおり決定したという通知はいただいているけれども、過程はどうなっているのか。」という声もずいぶん聞かれるところでありまして、それで松田さんのほうへお話ししましたところ、アスト通信の中で農業委員会の会議状況を取材し、個人情報に関わらない部分を流そうか、と。この総会で農地法第3条・4条・5条、これらの審議内容が遠野テレビに流れるということになるだろう、というふうに考えていますし、さらに農地の情報、売りたい、貸したい、又は借りたい、買いたい。そういう情報を含めて遠野テレビ・アスト通信の中で流していければということで話し合いをしたところであります。

す。この情報によって遠野市の農業が活性化していけばというところは、松田さんと意見が一致したところでありますので、局長のほうには「是非これが実現するように。」ということで話をさせていただいたところであります。それでは以上をもちまして、第86回遠野市農業委員会総会を閉会致します。大変ご苦労さまでございました。

午後 3 時21分閉会

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 番_____

同 番_____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____

--	--